

医療が分かる キーワード

第8回

「産科医療補償制度」(下)

POINT

- 補償金額が家族にとって十分ではない
- 家族は訴訟を起こしたくなるが、
- 機構は訴訟を防ぎたい
- 機構は補償と同時に原因分析も行っている

産

科医療補償制度」は、脳性麻痺[※]の医療・介護費用を補償することで家族を救済し、産科医の訴訟リスクを減らすことが目的でした。しかし、脳性麻痺児の訴訟による賠償金は一般的に約2億円と言われ、この制度による補償金の3000万円と、かなりの差があります。

多くの先進国では無過失補償制度で家族が十分に救済されるだけの金額を補償しており、重ねて訴訟する必要が

りませんし、できないようになっています。対して日本の場合、家族は訴訟しないと結局は十分な金額を得られない。このため、むしろ補償金を元手に訴訟を起こす家族が増えるのではないかと懸念されています。ちなみに家族側が、補償後の訴訟で勝った場合、

補償金の3000万円は制度を運営する財団法人「日本医療機能評価機構」に返すことになっています。

あれ、何だかおかしいですね。制度の元々の目的は、訴訟を減らすことだったはずですが。機構も、訴訟を減らすことを目標に動いています。そして実は、機構が原因分析や再発防止の役割まで担っています。

産科医や小児科医、弁護士らによる原因分析の専門家チームが機構内部に設置され、補償されたケースについての原因分析を行います。原因分析・再発防止には、国の補助金約8700万円(2010年度)が投入され、チームの

人件費などに充てられています。できあがった報告書は家族と医療機関に渡され、要約版はホームページでも公開されます。

この報告書は、訴訟になれば、医療機関の過失の有無を判定するための鑑定書の役割を果たすことが考えられます。費用の面からも、メンバーの面からも、この報告書を覆すだけの鑑定書を作成するのは至難の業だからです。

このことは、訴訟で家族側と医療側のどちらが有利になるか、機構チームのさじ加減次第になりかねないということとを意味します。そして、機構は訴訟を減らすことを目的として

が起こると懸念されるでしょう?!

このように調査の中立性に影響を与える危険性を拭えないことから、補償と原因分析・再発防止は別の組織で行うべきという意見が、制度開始前から根強くありました。また補償金が少な過ぎるという意見もありました。しかし今の形でスタートしてしまい、機構は「世界的に見ても重装備」と、むしろ自賛しています。

国は、遅くとも4年後には、補償水準や保険料設定、組織体制なども含めて制度を見直すとしています。一方、機構は「産科の枠を超え、医療全体を視野に入れた公的補償制度の設立」と制度の拡大を求めています。2回にわたって見てきたように、現行の「産科医療補償制度」には多数の問題点を指摘できます。私たちの税金や保険料が使われている制度です。私たちのためにきちんと機能しているか、他の診療科にも拡大するならば、何を注意しなければならないか、監視と議論が必要です。

